

別表十二(十二)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
	・	・		

別表十二(十二) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日		1	平	・	・	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	円
当期積立額		2						
(2) の内訳	(2)のうち損金経理 による積立額	3				均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17	
	(2)のうち剰余金の 処分による積立額	4					均等益金算入額 (17)×—	18
積立 限度 額の 計算 の 算	空港用地取得価額の 計算	5				同上以外の場合による 益金算入額	19	
	空港用地取得価額基準額 $(5) \times \frac{1}{10}$	6					計 (18) + (19)	20
積立 限度 額の 計算 の 算	指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「40の①」又は(別表 四の二「48の①」+「49の①」 +「50の①」+「51の①」))	7				当期積立額のうち損金算入額 (15)	21	
	新関西空会社所得金額	8				期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16) - (20) + (21)	22	
積立 限度 額の 計算 の 算	新関西空会社欠損金額	9				貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	23	
	$((7)+(8))$ 又は $((7)-(9)) \times \frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10						
積立 限度 額の 計算 の 算	所得基準額 (7) - (10)	11						
	空港用地整備債務の額	12				積立限度超過額 (2) - (14)	26	
空港用地整備債務基準額 (12) - ((16) - (19)) (マイナスの場合は0)	13				当期に生じた差額の合計額 (25) + (26)		27	
積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額	14					前期末における差額 (前期の(24))	28	
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額	15							

**「15」欄**  
 関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の57第1項」  
 ② 「区分番号」欄:「10404」  
 ③ 「適用額」欄:当該別表十二(十二)「15」欄の金額(円単位)